資料1

第1回
都市計画公園・緑地（市町村公園）
見直し検討委員会

大阪府都市計画協会

次　第

1. 開会
2. 委員会の設置目的
3. 策定までのスケジュール（案）
4. 委員会における主な論点（案）
5. 都市計画公園・緑地（市町村公園）の
   現状と課題
6. 閉会

2. 委員会の設置目的

3

委員会設置の背景

背景（見直しの必要性）

建築制限の長期化

・大阪府域の都市計画公園・緑地のうち**約3割(1,705ha)が事業未着手**
・そのうち**約9割が都市計画決定後30年以上経過**

（H22年3月末時点）

みどりの充実を図る

・府域面積の**約4割以上の緑地**を確保
・市街化区域の**緑被率の目標値を20%**

みどり施策の実現手法を見出す必要性

都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針策定（平成24年3月）

※大規模公園と機能、規模等が異なる市町村公園については別途方針を作成する必要あり

4

委員会設置の背景

背景（委員会設置）

○市町村所管の都市計画公園・緑地の見直し基本方針についてアンケート調査を実施（平成24年1月）

約8割

◆府がガイドラインを作成する・・・・２４市
◆市町村が連携して基本方針を作成
　府はオブザーバーとして参加する・・　９市
◇市町村が主体的に作成・・・・・・・・　４市
◇未回答、その他・・・・・・・・・・・　６市

→府と市町村が協同で見直し方針の検討を進める

5

委員会設置の目的

設置目的

（１）府営公園とは規模、機能、配置の考え方等が違うため、新たな視点で多角的に検討する
（２）市町村と府が協同で事務局を運営し、今後見直しを行う市町村にとって参考となるガイドラインを作成する

↓

都市計画公園･緑地（市町村公園）見直し
検討委員会の設置

6

委員会の運営体制

運営体制

検討委員会

学識者・有識者等

◆視点
- ・造園、緑地計画
- ・都市計画
- ・防災
- ・社会福祉
- ・住生活環境
- ・社会経済的価値
- ・建築制限等
- ・行政

都市計画協会事務局ＰＴ

◆豊中市　吹田市
枚方市　寝屋川市
大東市　岸和田市
泉南市
（平成24年7月現在７市）

◆大阪府 総合計画課
公園課

3．策定までのスケジュール（案）

策定までのスケジュール（案）

平成24年７月　第１回都市計画公園･緑地（市町村公園）見直し検討委員会

- ◆ 委員会開催（4回程度）
- ◆ ユーザー等との意見交換会

平成25年１月　見直しガイドライン（素案）とりまとめ

２月　市町村等意見照会

３月　見直しガイドライン（素案）策定

４月　素案パブリックコメント（※実施方法については検討要）

平成25年７月　府都市計画審議会に報告、公表
（※府都計審報告については検討要）

9

4. 委員会における主な論点（案）

10

委員会における主な論点（案）

○市町村公園特有の機能と課題

○配置論、必要量の考え方

○みどりの早期実現の手法

○建築制限の考え方

○実現性の考え方　　　など

11

策定に向けた委員会における検討の流れ（案）

第１回～第３回検討委員会

○市町村公園・緑地の現状と課題

○対象範囲の検証

○必要機能の考え方　　○配置論、必要量の考え方

↓

○配置論等の検証　ケーススタディ提示　→　課題抽出

○早期確保の手法検討　事例紹介

○建築制限の緩和について

↓

○評価方法の検討　ケーススタディ提示

12

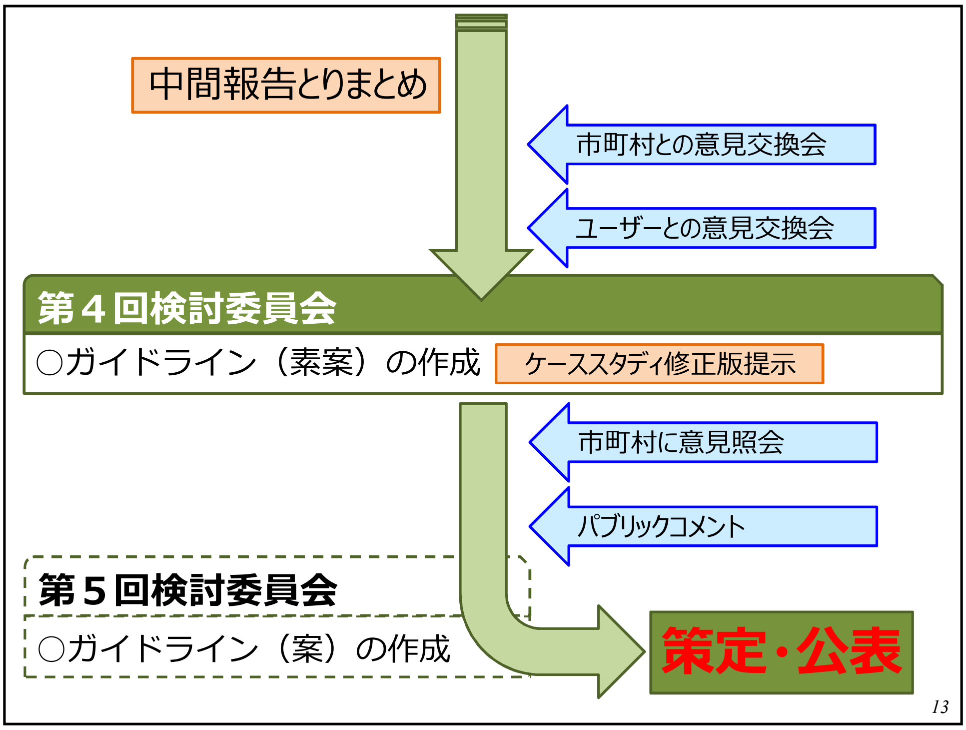

5. 都市計画公園・緑地（市町村公園）の現状と課題

14

公園種別の整理

都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針（平成24年3月）

種類	市町村公園	大規模公園
設置目的	住区、地区レベル、及び都市レベルの生活圏の利用に供する市町村が設置・管理する都市公園（住区基幹公園、都市基幹公園、緑道等）	一の市町村の区域を超える広域生活圏の防災、スポーツ・レクリエーション等の需要や景観形成、環境保全等に対応した国または大阪府等が設置・管理する都市公園
誘致対象範囲	徒歩圏域内及び居住市町村内	自動車、電車等を利用し概ね60分～120分以内
大阪府域における状況	街区公園、近隣公園など 約6,160か所 うち未着手200か所	府営公園（服部緑地、大泉緑地など）19か所 国営公園（淀川河川公園）1か所 他同等機能・規模を有する公園・緑地
見直しの視点	地域が求めるみどり、求める施設等の評価による整理	広域防災機能、レクリエーション機能、景観、環境などの広域的機能の評価

15

都市計画公園・緑地（市町村公園）の整備状況

【市町村アンケート実施（平成22年3月31日現在）】

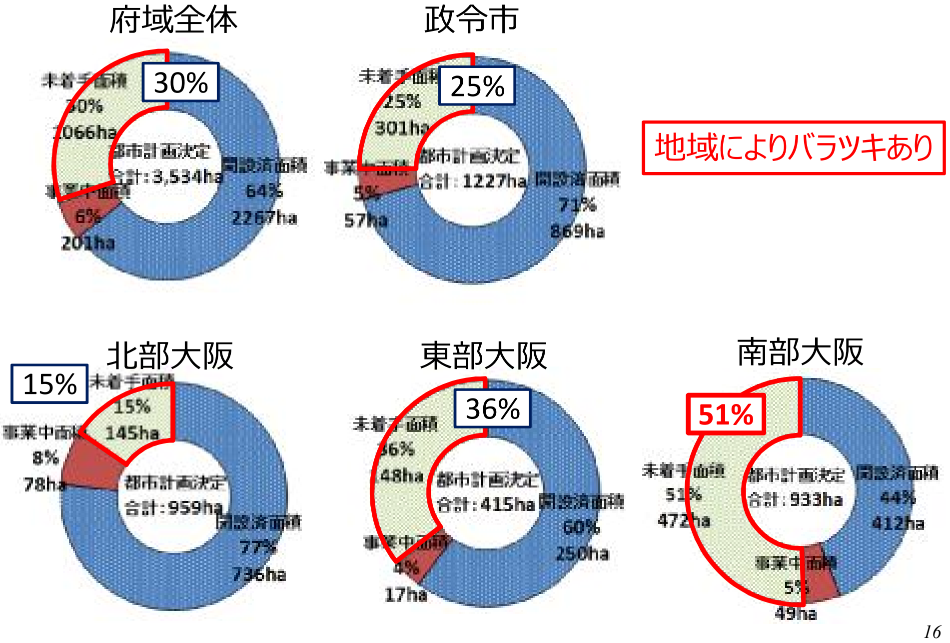

16

都市公園・緑地の整備状況

一人あたり公園緑地面積（㎡/人）（国営公園・府営公園含む）

【都市公園データベース（国土交通省）】
（平成22年3月31日現在）

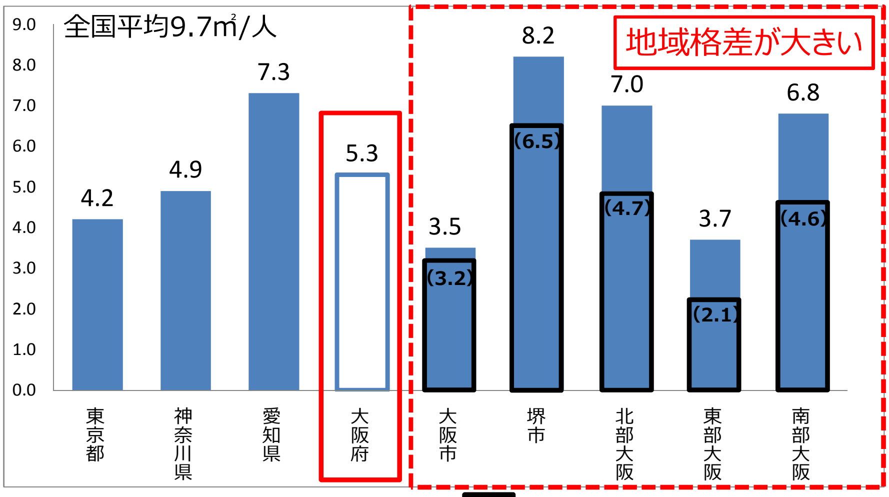

地域の状況に応じた見直しが必要

17

未着手区域の都市計画決定経過年数及び宅地化状況（府域全体）

【市町村アンケート実施（平成22年3月31日現在）】

未着手区域の
都市計画決定経過年数

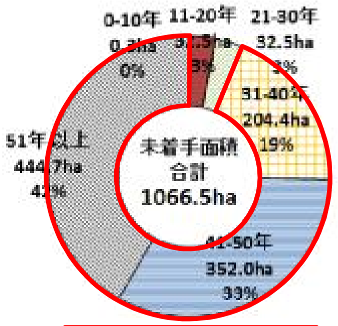

30年以上　94%

うち30年以上
97%

未着手区域の
区域区分別整備面積

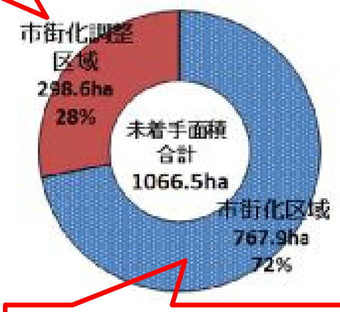

５３条申請件数（過去５年分）

未着手区域内における

53条申請件数	620件
53条申請面積	67ha
宅地となっている面積	280ha

宅地化の進行により事業化に支障

18

未着手区域の公園種別整備状況（区域区分別）

【市町村アンケート実施（平成22年3月31日現在）】

未着手区域（市街化区域）の
公園種別面積

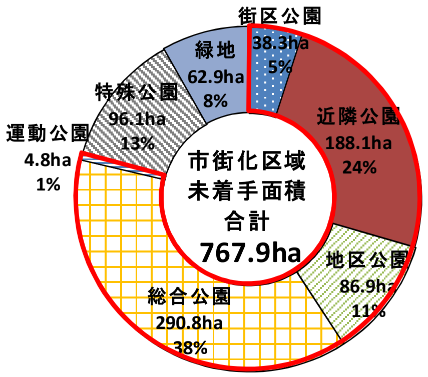

住区基幹公園が全体の40%、
都市基幹公園が39%を占める

未着手区域（市街化調整区域）の
公園種別面積

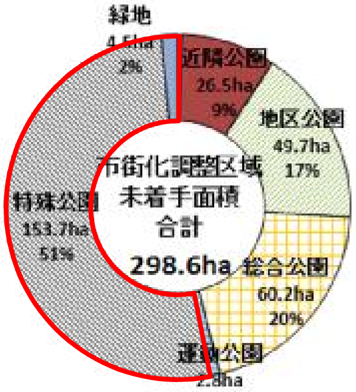

特殊公園（風致）、緑地が
全体の53%を占める

未着手・未完成公園の今後の事業見込み

【市町村アンケート実施（平成22年3月31日現在）】

未着手公園緑地

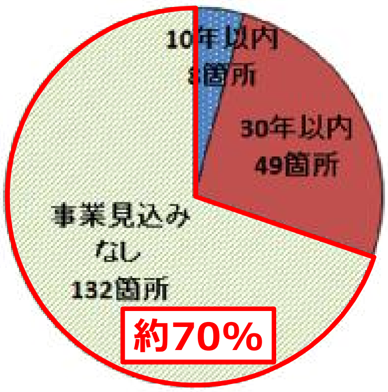

未完成公園緑地

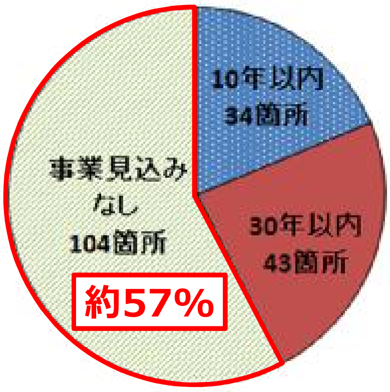

今後とも建築制限の長期化が予想される

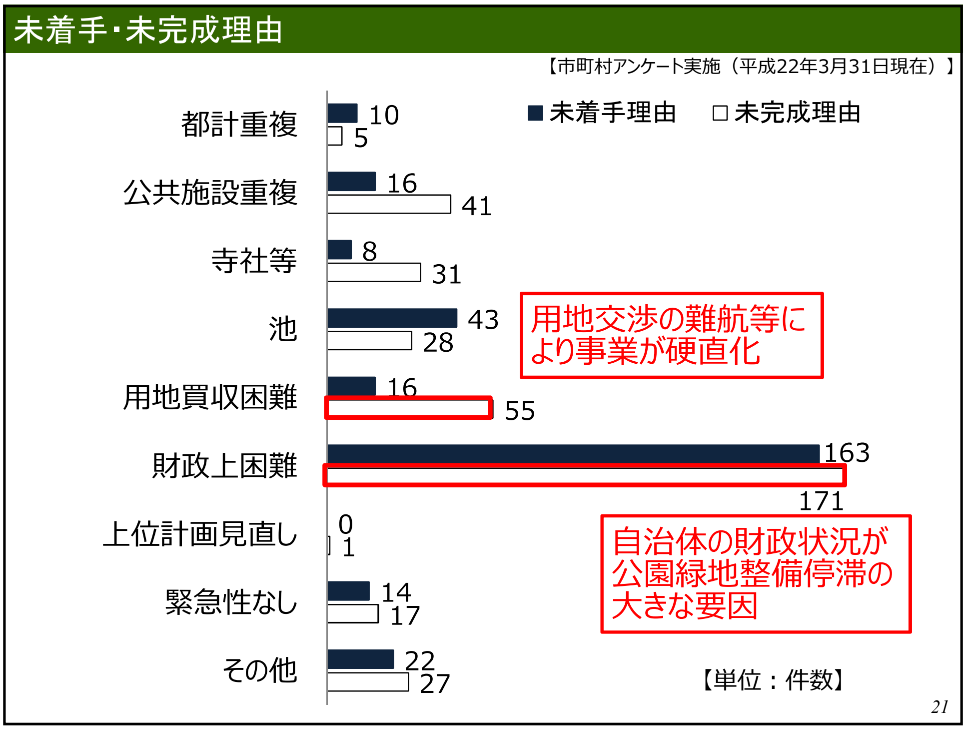
未着手・未完成理由
【市町村アンケート実施（平成22年3月31日現在）】
■未着手理由　□未完成理由
都計重複 10 5
公共施設重複 16 41
寺社等 8 31
池 43 28
用地買収困難 16 55
財政上困難 163 171
上位計画見直し 0 1
緊急性なし 14 17
その他 22 27
用地交渉の難航等により事業が硬直化
自治体の財政状況が公園緑地整備停滞の大きな要因
【単位：件数】
21

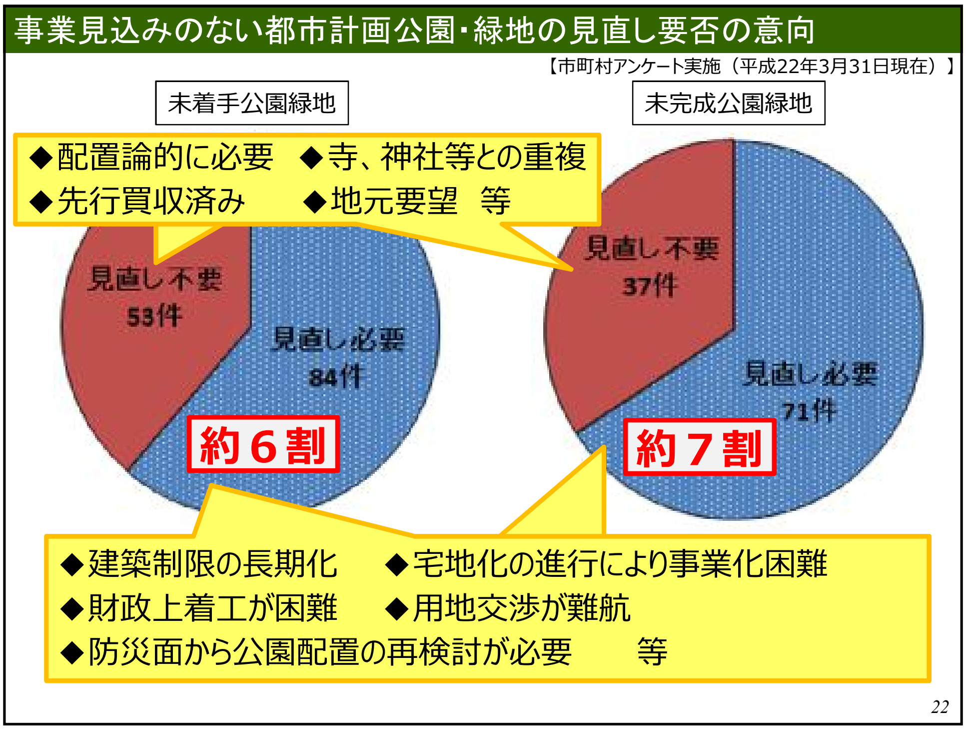
事業見込みのない都市計画公園・緑地の見直し要否の意向
【市町村アンケート実施（平成22年3月31日現在）】
未着手公園緑地
未完成公園緑地
◆配置論的に必要　◆寺、神社等との重複
◆先行買収済み　◆地元要望　等
見直し不要 53件
見直し必要 84件
約６割
見直し不要 37件
見直し必要 71件
約７割
◆建築制限の長期化　◆宅地化の進行により事業化困難
◆財政上着工が困難　◆用地交渉が難航
◆防災面から公園配置の再検討が必要　等
22

見直しをする際に支障になると想定される要因

【市町村アンケート実施（平成22年3月31日現在）】

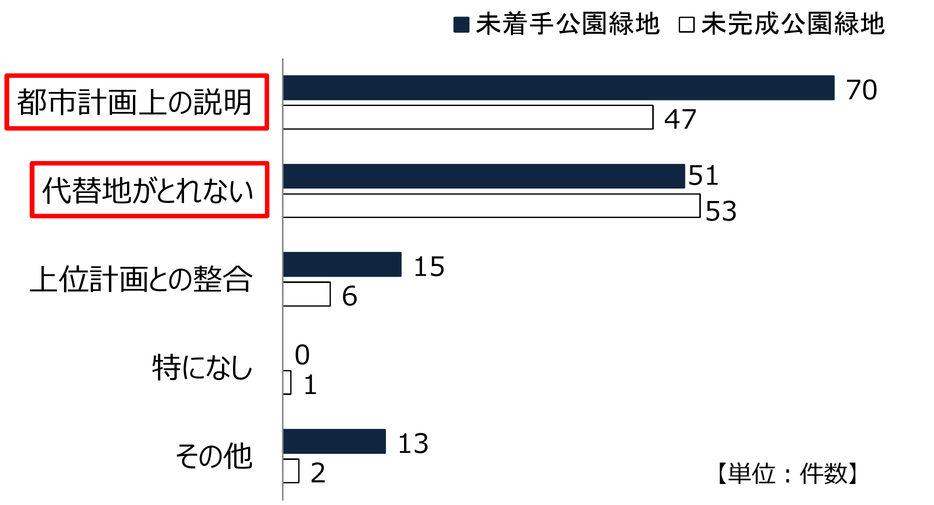

未着手・未完成公園・緑地の課題分類

	土地利用状況	課　題
①	住宅密集地	用地買収が困難
②	寺・神社	保全が必要
③	ため池	市街化区域（開発圧有り）、市街化調整区域により状況が異なるため各々検討が必要
④	農地・樹林	
⑤	公共施設との重複	公園機能の確保について管理者との協議が必要

＜その他の課題＞
・他事業の計画が廃止され公園計画のみ存置
・近くに公園施設が存在し優先順位が低い　　等

ガイドラインの対象範囲(案)

施設の種類		種別	機能の内容	標準規模
公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.25ha を標準
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	2ha を標準
		地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	4ha を標準
	都市基幹公園	総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	おおむね 10ha 以上
		運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園	おおむね 15ha 以上
		広域公園	一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	おおむね 50ha 以上
		特殊公園	(イ) 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園 (ロ) 動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とする公園	
緑地			主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地	

府営公園見直し基本方針の対象範囲

25

ガイドラインの対象範囲(案)

【市町村アンケート実施(平成22年3月31日現在)】

未着手区域の公園種別面積
(府域全体)

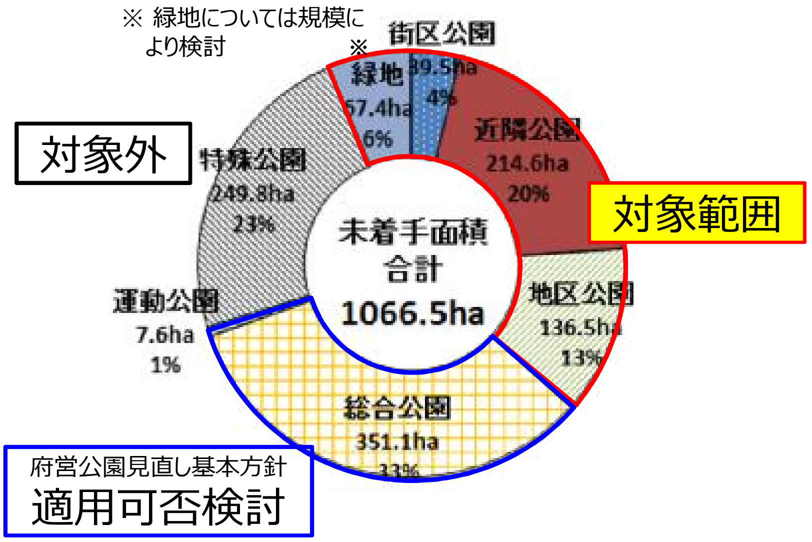

26

ガイドラインの対象範囲（案）

対象範囲

種類	種別	対象面積・箇所数
住区基幹公園	街区公園	３９．５ha・１６３箇所
	近隣公園	２１４．６ha・１５７箇所
	地区公園	１３６．５ha・　４２箇所
緑地	緑地（10ha以下）	１７．４ha・　１１箇所
都市基幹公園・緑地	総合公園・運動公園・緑地（10ha以上）	４０８．７ha・　４０箇所 府営公園見直し基本方針の適用可否について検討

計373箇所(87%)

特殊公園･･･今回の検討の対象外　２４９．８ha・　１７箇所

373+40=413箇所／対象公園430箇所　（96%）

27

ガイドラインの方向性（案）

現状

◆財政状況の悪化により公園施設の整備が膠着化

◇みどりの全体量はまだまだ足りない

課題

◆建築制限の長期化 → **制限解除・緩和**

◇４割以上の緑地確保・目標緑被率20%

→ **みどりの充実を図る**

２つの課題の整合を図りながら…

現実的なみどり施策の実現手法を見出す

28

ー必要機能の考え方（参考資料）ー

29

みどりの効果

存在効果

・都市環境の保全　　・都市景観の形成
・水源かん養や生物多様性の確保
・防災機能の向上

利用効果

・スポーツ・レクリエーション
・やすらぎ・憩い

媒体効果

・商業、観光　・交流　・福祉
・教育、文化　・安心

（出典：みどりの大阪推進計画他）

30

みどりの効果（存在効果）

都市環境の保全

・ヒートアイランド現象の緩和
・地球温暖化対策への寄与
・大気浄化

都市景観の形成

・美しい風格のある景観の形成

（出典：みどりの大阪推進計画他）

31

みどりの効果（存在効果）

水源かん養や生物多様性の確保

・水源かん養機能
・野生生物の生息環境の確保
・地域の自然環境の保全

防災機能の向上

・延焼防止
・避難路、避難地の確保
・救援、復旧復興拠点の確保
・土砂災害防止

（出典：みどりの大阪推進計画他）

32

みどりの効果（利用効果）

スポーツ・レクリエーション

・各種スポーツ利用
・健康維持・増進に寄与

やすらぎ・憩い

・やすらぎ・憩い空間の提供

（出典：みどりの大阪推進計画他）

33

みどりの効果（媒体効果）

商業・観光

商業空間などでの花・樹木の活用が、施設の集客向上や観光振興につながる。

交流

校庭の芝生化への多様な主体の参加など、みどりを活かした活動が地域のコミュニティを育成。

（出典：みどりの大阪推進計画他）

34

みどりの効果（媒体効果）

福　祉

花・樹木の育成作業が、高齢者などの健康増進や生きがいづくりにつながる

教　育

地域の文化や自然を活かした体験学習が、子どもの環境教育につながる。

安　心

街かど花壇での緑化活動が、互いに声を掛け合える安全なまちづくりにつながる。

（出典：みどりの大阪推進計画他）

⇨ 必要機能の整理

35

【参考】豊中市公園利用実態調査（参考資料３－３より抜粋）

Ｑ５　今日はこの公園でどんなことをなさいましたか（休日・平日合計）

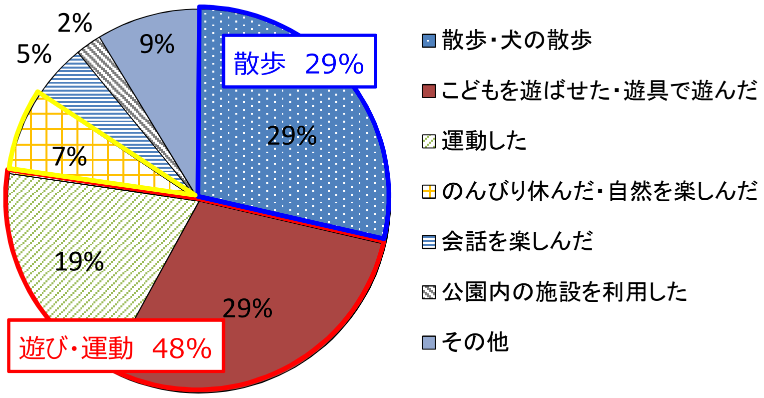

Ｑ３　家から公園までの時間

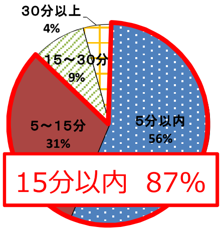

36

－配置論、必要量の考え方（参考資料）－

住区基幹公園の標準配置（従来）

住区レベル（＝近隣住区）

標準面積：100ha（1km×1km）

標準人口：10,000人

街区公園4箇所

近隣公園1箇所

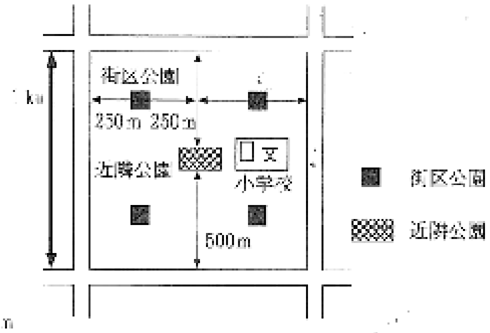

街区公園：標準面積　0.25ha　誘致距離 250m

近隣公園：標準面積　2　ha　誘致距離 500m

住区基幹公園の標準配置（従来）

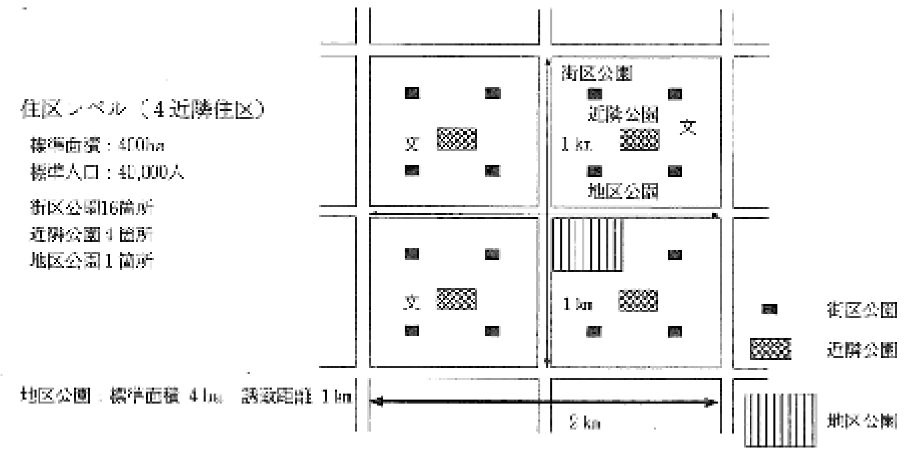

都市公園施行令改正による住区基幹公園における誘致距離標準廃止

地域の実情に応じた都市公園の整備を促進する

39

配置論の考え方

◆**都市公園法施行令の改正（平成15年3月）**

住区基幹公園について、必要な規模の都市公園を系統的に配置するという基本的な考え方は踏襲するが、**誘致距離の数値表示は行わない**

◆**都市公園法運用指針（平成16年12月）**

都市公園の配置は、地域に存する緑地の状況等を踏まえ、これらを補完し、有機的なネットワークが形成されるべき。
また、既存ストック活用の視点も重視されるべきことから、**一律の市街地と人口密度を想定し、公園種別ごとの誘致距離を数値をもって示すことがなじまない**

◆**都市公園法運用指針（第2版）（平成24年4月）**

地域における都市公園の整備水準等を勘案して、都市公園の種別ごとの配置及び規模の基準を**条例で定めることが望ましい**

⇨ 地域性を勘案した配置論の考え方を整理

40

【参考】配置論の考え方

【参考】都市公園法運用指針（第2版）（平成24年4月）

◆・都市公園種別ごとにその特質に応じて平均的に分布
・すべての住民が同じような条件で都市公園の利用可能
・災害時における避難地・避難路や防災活動拠点機能
に十分配慮して配置及び規模を定めることが望ましい

◆・良好な都市景観の形成
・ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善
・生物多様性の確保
等の諸機能が効果的に発揮される拠点等として配置することが望ましい

41

必要量の考え方

◆都市公園法施行令の改正（平成23年11月）

住民一人あたりの公園面積の標準値 ⇒ **参考斟酌値**

10㎡/人（市町村の全区域）、5㎡/人（市街地）

◆都市公園法運用指針（第2版）（平成24年4月）

市町村は、上記基準を十分参酌し、地域における都市公園の整備水準等を勘案して標準を定めることが望ましい

必要量の考え方を整理

【参考】

◆みどりの大阪推進計画（平成21年12月）抜粋

・緑地の確保目標・・・府域面積に対する割合を**約4割以上**確保
・緑化の目標（市街化区域）・・・**緑被率20%**
・指標・大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合＜約5割→**約8割**＞
・最近みどりに触れた府民の割合＜約4割→**約8割**＞

◆北部・東部・南部大阪区域マスタープラン（平成23年3月）抜粋

・都市計画施設等の見直しの方針
都市計画公園・緑地・墓園だけでなく、**施設緑地や地域性緑地等を一体的に評価する仕組みについて検討**していきます。

42

【参考】吹田市第2次みどりの基本計画（平成23年3月）

◆計画の目標の考え方

本計画の目標

- 総量目標１　緑被地の確保
  樹木や草花などの植物で被われた土地（緑被地）の面積を確保するための指標として設定します。
- 総量目標２　緑地の確保
  都市公園、街路樹、公共施設の緑被地などの施設として担保されるみどり（施設緑地）と「生産緑地地区」、「緑地協定」などの法や条例などにより担保されるみどり（地域制緑地）の面積を確保するための指標として設定します。
- 総量目標３　都市公園の確保
  都市公園を確保するための指標として設定します。
- 成果目標
  「第４章　みどりのまちづくりを推進する施策」における取組目標

（出典：吹田市第2次みどりの基本計画）

【参考】吹田市みどりの基本計画（平成9年3月）

◆総量目標

＜緑地の確保＞

表－Ⅲ－１　公園緑地の目標量

項目／緑地	現況　平成７（1995）年 面積（ha）	現況 緑地の市域に対する割合（%）	現況 市民１人当り面積（㎡／人）	目標　平成27（2015）年 面積（ha）	目標 緑地の市域に対する割合（%）	目標 市民１人当り面積（㎡／人）
都市公園	249.00	6.9	7.4	502.37	13.9	14.2
制度上安定した緑地	157.03	4.4	4.7	185.51	5.1	5.2
法によるもの	152.11	4.2	4.5	175.89	4.9	5.0
条例等によるもの	4.92	0.1	0.1	9.62	0.3	0.3
社会通念上安定した緑地	174.62	4.8	5.2	206.19	5.7	5.8
公共施設緑地	174.03	4.8	5.2	205.60	5.7	5.8
民間施設緑地	0.59	0.0	0.0	0.59	0.0	0.0
合計	569.52（市域3,613）	15.8	17.0	866.42（市域[illegible]）	24.0	24.4

地域制緑地

施設緑地

（出典：吹田市みどりの基本計画）

【参考】吹田市第2次みどりの基本計画（平成23年3月）

◆総量目標

＜緑地の確保＞

項目 緑地	旧計画 平成7年度(1995年度)		現状 平成21年度(2009年度)		目標年度 平成37年度(2025年度)	
	面積	市域面積に対する緑地面積の割合	面積	市域面積に対する緑地面積の割合	面積	市域面積に対する緑地面積の割合
施設緑地	426.92ha	11.8%	450.25ha	12.5%	一体評価	
都市公園	308.40ha	8.5%	320.95ha	8.9%		
公共施設緑地	118.52ha	3.3%	129.30ha	3.6%		
地域制緑地	124.59ha	3.5%	119.65ha	3.3%		
合計	547.57ha	15.2%	564.56ha	15.6%	722.20ha	20.0%

注） 1.公共施設緑地とは、遊園、緑地、緑道、街路樹、公共施設の緑被地、公立高校の緑被地、国立大学の緑被地です。
2.地域制緑地とは、「風致地区（緑化率30%分）」、「生産緑地地区」、「保安林」、「緑地協定」、「史跡」、「自然環境と保全に関する協定」です。
3.合計は、緑地間の重複を除いています。

（出典：吹田市第2次みどりの基本計画）

45